

相談室の窓

# 学生相談室の 利用のすすめ

2010  
春季号

学生相談室

新入生の皆さんだけでなく、2年生以上の皆さんにとっても、4月はスタートの時期です。華やいた雰囲気、新鮮な体験、希望や期待と同時に、緊張、不安を感じる時もあるでしょう。そんなときには、学生相談室を上手に利用してください。

## 1. 学生相談室とは？

学生相談室は、一言で言ってしまうと「**皆さんが困っていることについて一緒に考える**」場所であり、大学生活の中で何かにぶつかってしまった時、解決のお手伝いをするのが学生相談室なのです。皆さんが豊かな大学生活を送るために1度は利用して欲しい場所です。

学生相談室内には「サロン」という談話スペースがあります。大学内における憩いの場として、自由にご利用下さい。

## 2. 「相談してみよう」—— 1人で抱え込まないで！ ——

学生相談室には色々な相談が寄せられています。「こんなこと聞いていいのだろうか」「大した悩みじゃないのに」などと心配する必要は全くありません。初めは人に話すほどでもないような悩みでも、放置しておくくと大きな悩みに発展しかねません。「あれ？」と気づいた時に相談しておきましょう。周囲の目を気にせず入室して下さい。恥ずかしがらずに「話す」「聞く」ことが、問題を解決するための第一歩になります。ただ漠然とした悩みも、言葉に出来ない(ならない)悩みや苦しみも、1人で抱えこまないで！

代表的な相談は例えばこんなことです。

### ① 学業に関すること

履修・単位について	勉強の方法について	留学について	
サークル活動・ボランティア活動について			など

### ② 将来に関すること

進路・就職について	進学について	将来の生き方について	など
-----------	--------	------------	----

### ③ 健康に関すること

心身の健康について	性格について	対人関係について	など
-----------	--------	----------	----

### ④ 生活に関すること

学費について	奨学金について	悪質商法について	
法律問題について			など

学生相談室では教職員、心理カウンセラー、精神科医、弁護士といったスタッフが、皆さんの問題解決に向けてお手伝いをしています。まずは職員がお話を伺いますので、開室時間中はいつでも来室して下さい。友人やご家族と一緒に来室されても結構です。自分のことでなくても、自分の身近な人について気になることがある場合のご相談もどうぞ。

### 3. こんな行事も実施しています —— 是非参加してみてください! ——

学生相談室では、年間を通じて「皆さんが共通に持っている疑問」「興味・関心の高いもの」に焦点を当てて、気楽に、楽しい雰囲気セミナーや講演会を行っています。

\* 詳細は決まり次第、学内掲示板、ビラ、ホームページなどでお知らせします。

「学生相談室」のことを、少しはわかってもらえましたか? 「百聞は一見にしかず」です。時間があるときにのぞいてみてはいかがでしょうか?

教員相談員・専門相談員のプロフィール・相談時間などは、次号に掲載します。

Current  
Topics

## ~1人暮らし・就活生は特に狙われる!~ 強引な勧誘には気をつけよう!

皆さんの周りには、色々な手段を使って高額な商品を買わせようとしたり、 unnecessaryな契約を結ばせようとする、いわゆる「悪質業者」が沢山います。大学生の1人暮らしは特に狙われているのです。また、ここ最近では大学生の就職活動が厳しいのにつけ込んだトラブルが特になっっています。これらの契約をしてしまわないように、心構えとして持っていて欲しいことを紹介します。

#### <強引な勧誘の種類>

1人暮らしを狙った新聞勧誘が、かなり執拗かつ悪質だという話を良く耳にします。それ以外にも、悪質業者が行う商法があり、訪問販売、マルチ商法、資格商法、キャッチセールス、靈感商法、携帯電話やアダルトサイト料金請求・不当請求、出会い系サイトや悪質サイトからの料金架空請求など、数えきれないほどの種類があります。これらの手口は非常に巧妙で、明らかに詐欺まがいのものから、一見したところ普通の取引に見えるものまでさまざまです。騙されたことをしばらくしてから気付くということも多いです。

#### <悪質商法を撃退するための心得>

- ・家に訪ねて来た時は、まず相手の名前と用件を聞き、簡単にドアを開けないように。
- ・「おいしい話」は世の中にはないのだから、疑うことも必要。
- ・電話でのセールスには、曖昧な言葉を使わず「必要ありません」「興味ありません」とはっきり伝える。
- ・「NO」という勇気が必要。契約はあなたの意志によるものだから、断っても問題はないはず。「相手に悪いから・・・」「親切にしてくれたし・・・」と考える必要はない。
- ・契約する前に「本当に自分に必要なのか」もう一度考えてみる。
- ・契約書は内容をじっくり読み、納得するまでサインや押印はしない。
- ・迷ったら自分一人では決めず、家族や友人などに聞いてみる(相談室でもいいですよ)。

それでも、「相手の強引な手口で怖くなって契約してしまった」などということはよくあります。そういう時には「クーリングオフ制度」を利用しましょう。クーリングオフできる期間も異なります。

- ・訪問販売による契約(キャッチセールス・アポイントメント商法等) 8日以内
- ・電話勧誘による契約 8日以内
- ・マルチ商法による契約 20日以内
- ・特定継続的役務 8日以内

に書面による手続きが必要となります。ただし、何にでも適用できるわけではありません。

## 最近特に多い被害は？

### －就活中の大学生はご注意！英会話教室やリクルート講座の強引な勧誘－

(参考／独立行政法人・国民生活センター報道発表資料)

「大学生の就職活動が忙しい中、“就職に役立つ”とうたい、英会話教室やリクルート講座を大学生に強引に契約させるトラブルが増加している。就職説明会を装い大学生を呼び出し、教室・講座の契約を迫り、断ると「決断力がない。このままでは就職出来ない。」と告げるなど、就職活動中の大学生の不安につけ込む悪質なケースが多くみられる為、注意を呼び掛ける。」

主な手口としては、

- ・大学や就職説明会場から出て来たところを呼び止め、「就職活動で困っていることはないか」といったアンケートへの回答を求め、大学生に氏名や電話番号を記入させる。
- ・個室で1対1、あるいは複数の者が囲んで、長時間(2～6時間が多い)にわたり勧誘する。
- ・大学生には高額な契約が多く、「支払えない」と断ると「アルバイトすれば支払える」と2～3年にわたるクレジット契約を結ばせる。

大学生へのアドバイスとしては、

- ・必要がなければ、きっぱり断ること。
- ・断りきれずに契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しが出来る場合もあるので、トラブルにあったら1人で悩まず、家族や消費生活センターに相談すること。家族に相談しないよう業者に口止めされているケースが多いので、家族も注意すること。

**就活中の学生の不安な心理につけ込み、強引に勧誘を結ばせているという悪質勧誘にはくれぐれもご注意下さい！**